



マネージメント・レター No.6

贈与税はこう変わる（平成27年1月1日以後の贈与から）

高齢者層が保有する資産をより早期に現役世代に移転させ、その有効活用を通じて経済社会の活性化を図ることを目的に、贈与財産に係る贈与税の税率構造が、平成27年1月1日以後の贈与から改正されます。

平成27年度以後は、贈与税が

- ① 特例贈与財産 ～20歳以上の者（子や孫）が直系尊属から受けた財産
 - ② 一般贈与財産 ～上記以外の人から贈与を受けた財産
- 以上のように贈与税が2つに区分されます。

平成26年12月31日までの贈与税率は1,000万円超の部分につき50%の最高税率が適用されていますが、平成27年1月1日以後の贈与から一般贈与財産に係る贈与税については、1,000万円超1,500万円以下の部分につき45%の税率に引き下げ、1,500万超3,000万円以下の部分につき50%の税率とし、3,000万円超の部分につき55%の税率として最高税率が引き上げられます。

特例贈与財産に係る贈与税については、累進構造が緩和され一般枠より減税されており、最高税率55%は4,500万円超の部分について適用されます。

（例）特例贈与財産の贈与

贈与者 直系尊属（祖父）
受贈者 孫（20歳以上）
贈与金額 1,000万円

贈与税額	平成26年の場合	231万円
	平成27年の場合	177万円
	減税額	54万円

平成27年からの相続税増税に伴い、相続税の課税対象者が現状の2倍になるといわれています。相続税対策としての基本として生前贈与（財産減らし）がありますが、贈与税については平成27年から減税となりますので、特に特例贈与財産の贈与による相続税対策を検討してみましよう。